津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百二十五号

津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）附則本文の規定に基づき、この政令を制定する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行期日は、平成二十三年十二月二十七日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
国土交通大臣　前田　武志

津波防災地域づくりに関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百二十六号

津波防災地域づくりに関する法律施行令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項及び第十二項、第七条第十項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第二十三条第一項ただし書及び第三号、第二十七条第五項及び第六項、第二十八条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第四項、第三十九条、第五十一条第六項、第五十二条第一項ただし書、第五十八条、第七十一条第一項第二号並びに第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（津波防護施設）

第一条　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第二条第十項の政令で定める施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。第十五条において同じ。）、護岸、胸壁及び閘門をいう。

（公共施設）

第二条　法第二条第十二項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第三条　法第七条第十項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項、第三十五条第四項又は第五十一条第六項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（他の都府県知事の権限の代行）

第四条　法第二十条第三項の規定により一の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第七章第一節及び第二節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一　法第十八条第二項の規定により市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第四項の規定により公示すること。

二　法第十八条第三項の規定により市町村長の意見を聴くこと。

三　法第二十一条第一項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第三項の規定により公示すること。

四　法第三十六条第一項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。

（津波防護施設区域における行為で許可を要しないもの）

第五条　法第二十三条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるもの（第二号から第四号までに掲げる行為で、津波防護施設の敷地から五メートル（津波防護施設の構造又は地形、地質その他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。

一　津波防護施設区域（法第二十一条第一項第二号に掲げる土地の区域に限る。次号から第四号までにおいて同じ。）内の土地における耕うん

二　津波防護施設区域内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（津波防護施設に沿って行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。）

三　津波防護施設区域内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘削又は切土

四　津波防護施設区域内の土地における施設又は工作物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築

五　前各号に掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であって、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定したもの

2　津波防護施設管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第六条　法第二十三条第一項第三号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とする。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（津波防護施設区域における制限行為）

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第七条　法第二十七条第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

二　保管した他の施設等の放置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時

三　当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第八条　法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。

二　前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第十二条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙への掲載その他の適切な方法により公表すること。